

## 三条市福祉有償運送運営協議会手続要領

三条市において、福祉有償運送を実施する際の三条市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）における各種手続きについて次のとおり定める。

### 1 新規登録及び更新登録

三条市において新たに福祉有償運送を開始しようとする者又は登録期間の更新を行おうとする者は、事前に三条市福祉有償運送運営協議会事務局（福祉保健部福祉課福祉・公営住宅係に置く。以下「事務局」という。）と協議を行い、「別表1 三条市福祉有償運送運営協議会提出書類一覧表」に掲げる書類一式を提出すること。

事務局は、登録又は更新の申請を受けたときは、別に定める基準により対象者の選定を行ったのち、三条市福祉有償運送運営協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を開催すること。

幹事会は、申請内容に関する事項を審査し、その結果を運営協議会に報告する。

運営協議会において合意に至ったときには、「様式第3号 運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を交付する。

#### ■提出書類

様式名	提出先	内容
別表1		三条市福祉有償運送運営協議会提出書類一覧表 参照

### 2 変更登録

三条市で福祉有償運送を実施する者（以下「実施主体」という。）が運送の区域又は種別を拡大しようとするときは、拡大しようとする区域に該当する市町村等が設置する福祉有償運送運営協議会又は過疎地有償運送運営協議会に諮り、その結果を当事務局に報告すること。

事務局は、直後に開催する幹事会及び運営協議会において報告を行うこととする。

#### ■提出書類

様式名	提出先	内容
様式第2-3号	事・協・県	自家用有償旅客運送の変更登録の申請

### 3 登録事項変更（軽微な変更）

実施主体が以下に掲げる事項を変更しようとするときは、事務局にその旨を報告し、新潟県に変更後30日以内に届出を行うこと。

事務局は、直後に開催する幹事会及び運営協議会において報告を行うこととする。

- (1) 団体情報（名称、住所、代表者の氏名、事務所の名称、事務所の位置）
- (2) 運送しようとする旅客の範囲
- (3) 車両の数及び種類ごとの数

#### ■提出書類

様式名	提出先	内容
様式第2-4号	事・協・県	自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

三条市様式第1号の1	事・協	車両登録簿総括表 ※(3)を変更する場合に限る
三条市様式第1号の2	事・協	車両登録簿（個表）※(3)を変更する場合に限る

#### 4 その他の変更

##### (1) 運送の対価

実施主体が運送の対価を変更しようとするときは、事前に「対価一覧表」を事務局に提出すること。

事務局は運営協議会を開催し、合意に至ったときには、「様式第2-5号 運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を交付する。

##### ■ 提出書類

様式名	提出先	内容
—	事・協・県	対価一覧表
様式第2-5号	県	運営協議会において協議が調ったことを証する書類

##### (2) 利用会員

実施主体が利用会員を新たに登録しようとするときは、事前に「三条市様式第3号の1 利用会員登録申請書」を添付書類と併せて事務局に提出すること。

事務局は、別に定める基準により審査を行い、「三条市様式第3号の2 利用会員登録申請結果通知書」によって結果を通知することとし、申請対象者が移動制約者であると承認するときは、実施主体は会員として登録を行うことができることとする。

事務局は、直後に開催する幹事会及び運営協議会において報告を行うこととする。

##### ■ 提出書類

様式名	提出先	内容
三条市様式第2号	事・協	利用会員名簿 ※運営協議会に提出する
三条市様式第3号の1	事・協	利用会員登録申請書 ※添付書類は運営協議会に提出しない

##### (3) 運転者

実施主体が運転者を新たに登録しようとするときは、事前に次の書類を事務局に提出すること。

事務局は、運転者が要件を満たしていると認めるときは登録を承認し、実施主体は運転者として登録を行うことができることとする。

事務局は、直後に開催する幹事会及び運営協議会において報告を行うこととする。

##### ■ 提出書類

様式名	提出先	内容
三条市様式第4号	事・協	運転者名簿
—	事・協	運転免許証の写し及び運転者の要件を証する書類

## 5 運行状況報告

実施主体は、4月1日から翌年3月31日までの運行状況について、翌年5月31日までに報告書を事務局へ提出すること。

なお、同様に「自家用有償旅客運送輸送実績報告書」を新潟県へ提出すること。

事務局は、速やかに幹事会を開催し、運行状況の報告を行うこととする。

### ■提出書類

様式名	提出先	内容
三条市様式第5号	事・協	三条市福祉有償運送運行状況報告書
三条市様式第6号	事・協	月別運行状況概要
三条市様式第7号	事・協	年間運行状況概要
参考様式第ハ号	事・協	事故対応・記録報告書
参考様式第ト号	事・協	苦情対応・記録報告書
—	事・協	法人収支計算書（福祉有償運送に係るもの）
※	県	自家用有償旅客運送輸送実績報告書

※旅客自動車運送事業等報告規則に定める第6号様式

## 6 三条市福祉有償運送運営協議会運営指針及び参考様式等対応表

運営指針の項目	様式等	内容
6 運転者の要件	別表2	運転者講習会に関する整理
9 管理運営体制	別表3	運行管理責任者の要件に関する整理
	別表4	自動車事故報告規則に関する整理
	参考様式第ロ号	安全な運転のための確認表
	参考様式第ハ号	乗務記録
	参考様式第二号	運転者台帳
	参考様式第ホ号	運転者証

### ※提出書類提出先凡例

事：運営協議会事務局に提出する。

協：運営協議会に提出する。

県：新潟県に提出する。